

TOYOTA TS CUBIC VIEW CARD 特約

トヨタティエスキュービクビューカード特約

第1条(本特約の目的)

本特約は、トヨタファイナンス株式会社(以下、「当社」といいます。))および東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」といいます。))の発行する「トヨタティエスキュービクビューカード」(以下、「本件カード」といいます。))の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。

第2条(本件カードの発行)

1.本件カードとは、「トヨタティエスキュービクビューカード会員規約」およびその他諸規定(以下、総称して「会員規約等」といいます。))、本特約および「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」に定めるクレジットカードとしての機能(以下、「クレジットカード機能」といいます。))の全てを1枚のカードでご利用できるものをいいます。
2.本件カードは、会員規約等、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、ビューTypeⅡ提携カードに関する特約および本特約を承認のうえ、当社およびJR東日本(以下、総称して「両社」といいます。))に発行を申し込み、両社が利用を認めた者(以下、「会員」といいます。))に対し、発行されるものとします。
なお、会員には家族会員が含まれるものとします。

第3条(本件カードの貸与・回収について)

1.本件カードの所有権は、両社に帰属し、会員に貸与するものとします。2.会員は、善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理するものとします。また、会員は、本件カードをカード上に表示された会員ご本人のみにおいて利用するものとし、本件カードをカード上に表示された会員以外の者(以下、「他人」といいます。))に貸与、質入れ、譲渡等により他人に使用させることもその占有をこれらの目的のために他人に移転することもできません。3.両社またはそのいずれかから本件カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本件カードを返却するものとします。

第4条(本件カードの作成および交付)

1.両社は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、両社が指定する委託先からお届出の住所宛へ送付することができるものとします。2.本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当社で所定の期間のみ保管します。所定の期間を経過した場合、当社は当該カードを破棄するものとします。なお、破棄したカードの再発行にあたっては第8条により当社に届け出るものとします。

第5条(クレジットカード機能)

会員は、会員規約等に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機、指定席券売機等に本件カードを提示する等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。

第6条(本件カードの盗難・紛失等)

1.会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当社に連絡を行うものとし、当社からその事実をJR東日本に通知します。2.前項の連絡の後、会員は遅滞なく当社所定の方法により当社に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとします。3.第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、当社はクレジットカード機能の利用を停止します。当社のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、両社は責任を負いません。4.盗難・紛失等により被る損害については、会員規約等が適用されるものとします。

第7条(届出事項の変更)

1.氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに当社に所定の方法により届け出るものとします。会員から届出があった場合、当該届出内容を当社はJR東日本へ連絡します。2.氏名に変更があった場合には、会員は、第8条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るとともに、本件カードを当社に返却するものとします。

第8条(本件カードの再発行)

1.本件カードの紛失・盗難・破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が当社に所定の方法にて届出をすることにより、両社に対し本件カードの再発行の申し出を行い、両社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。2.本件カードの再発行の申し込み時に、会員が本件カードを所持していた場合、本件カードを返却するものとします。3.本件カードを再発行する場合には、両社所定の手数料をいただく場合があります。

第9条(本件カードの有効期限)

1.本件カードの有効期限が到来し、両社が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード(以下、「更新カード」といいます。))を当社届出住所宛に送付します。2.会員が第7条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第10条(本件カードの利用停止等)

1.両社は、会員が本特約、会員規約等、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約もしくはビューTypeⅡ提携カードに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、会員に事前に通知、催告等することなく、両社はクレジットカード機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す(以下、「利用停止等」といいます。))ことができます。2.利用停止等の場合には、両社は会員に事前に通知、催告等することなく、本件カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。3.利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第11条(個人情報の交換利用・提供)

1.会員は、両社が会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。
【利用目的】①本件カードの発行または会員の管理のため ②本件カードに関するサービスの提供のため ③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため ④両社の商品、サービスの案内のため ⑤両社の商品開発のため ⑥会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため【相互に提供・利用する個人情報】上記を利用目的とする場合氏名・住所・電話番号・家族に関する情報等入会申込書や入会後の届出書等に記載の事項(変更があった場合は変更後の情報も含まれます。))、本件カードの事故・再発行・解約等の事実、支払預金口座番号、クレジットカード番号、ビューTypeⅡ提携カード機能のご利用状況および会員資格の取消等の事実 2.両社は、前項の利用目的④により行う宣伝物・印刷物の送付等、営業に関する案内について、会員から中止の申し出があったときは、当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書送付時等の同封物や書類余白への印刷等の営業案内は除きます。(利用中止の申し出先)トヨタファイナンス株式会社 お客様相談窓口 【住所等】〒451-6014 名古屋市中区西島町6-1 名古屋ルーセントタワー【東京】03-5617-2533【名古屋】052-239-2533

第12条(特約の適用)

本特約において特に定めがない場合は、会員規約等、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約およびビューTypeⅡ提携カードに関する特約、その他当社またはJR東日本の定める規定を適用するものとします。

第13条(特約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。

オートチャージに関する特約

第1条(適用範囲)

本特約は、「トヨタティエスキュービクビューカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティエスキュービクビューカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。))、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。))および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携ICカード乗車券取扱規則」(2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下、「地域連携ICカード取扱規則」といいます。))、以下、総称して「会員規約等」といいます。))に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語については特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則および地域連携ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条(オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、本件カードと「リンクに関する特約」に定めるリンク(以下、「リンク」といいます。))をした「記名Suica(電子マネー取扱規則に定める「ICカード等」のうち記名されたものも含まれます。))」もしくは地域連携ICカード取扱規則に定める「記名地域連携ICカード」(以下、総称して「記名Suica等」といいます。))または本件カードにより会員登録されたモバイルデバイス(以下、「モバイルデバイス」といいます。))におけるSF残額があらかじめ設定した金額(以下、「実行判定金額」といいます。))以下の場合に、JR東日本が定めるオートチャージ機能を有する機器を利用する際に、本件カードのクレジットカード機能により、あらかじめ設定した金額(以下、「入金実行金額」といいます。))が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを「本サービス」といいます。

第3条(利用方法等)

1.会員は、リンクした記名Suica等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下、「Suica対応ATM」といいます。))により行うこととします。2.会員は、モバイルデバイスへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルデバイスにより行うこととします。3.実行判定金額および入金実行金額は、1万円を限度として1千円単位で設定することとします。4.本サービスは、会員本人以外の利用はできないものとします。5.オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、JR東日本およびトヨタファイナンス株式会社(以下、「当社」といい、併せて「両社」といいます。))が認めた場合を除き会員による利用がなされたものとみなします。

第4条(制限事項等)

1.1日のオートチャージの合計額の上限は2万円とします。2.本件カードによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。3.本サービスのお支払いは、本件カードのクレジットカード機能によるショッピングの1回払いとします。ただし、当社が認めた場合にはこの限りではありません。4.会員は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。5.両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。

第5条(有効期限)

本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとし、以下の各号の通りとします。(1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本件カードの会員と認める場合には、Suica対応ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。(2)両社が引き続き本件カードの会員と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。(3)会員が有効期限の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

第6条(紛失・盗難等)

1.会員は、万一リンクした記名Suica等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。2.会員は、オートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイルSuicaウェブサイトまたはモバイルSuicaサポートセンターを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。3.JR東日本は前2項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。4.会員は、万一リンクした記名地域連携ICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、第1項によるほか、地域連携ICカード取扱規則に定める方法により再発行の手続きを行うこととします。

第7条(免責事項)

1.不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責任を負わないこととします。2.リンクした記名Suica等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった会員が第6条の手続きを行なった場合、および第6条第3項に定めるリンクした記名Suica等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、リンクした記名Suica等もしくはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用等(払いもどしを含みます。))により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。3.会員は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。

リンクに関する特約

第1条(適用範囲)

本特約は、「トヨタティーエスキュービックカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティーエスキュービックビューカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。))、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といいます。))および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携ICカード乗車券取扱規則」(2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下、「地域連携ICカード取扱規則」といい、以下、総称して「会員規約等」といいます。))に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則および地域連携ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条(リンクサービス)

「リンク」とは本件カードと、ICカード取扱規則に定める「記名Suica(電子マネー取扱規則に定める「ICカード等」のうち記名されたものも含みます。))または地域連携ICカード取扱規則に定める「記名地域連携ICカード」(以下、総称して「記名Suica等」といいます。))の情報を関連付ける第3条に定める手続き(以下、「リンク設定」といいます。))を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下、「本サービス」といいます。))を可能にすることをいいます。(1)本件カードを決済カードとした記名Suica等による「オートチャージに関する特約」に定める「オートチャージサービス」(2)その他両社が別に定めるサービス

第3条(設定方法)

1.リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。2.リンク設定を行う場合は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得ることが必要です。(1)リンク設定を行う本件カードと記名Suica等に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること(2)リンク設定を行う記名Suica等がSF対応であること(3)リンク設定を行う記名Suica等が、JR東日本が別に定める記名Suica等ではないこと(4)リンク設定を行う本件カードが他の記名Suica等と既にリンクしていないこと(5)リンク設定を行う記名Suica等が、株式会社ビューカードが発行するクレジットカード(家族カードを含みます。))または「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」に定める「ビューTypeⅡ提携カード」と既にリンクしていないこと(6)リンク設定を行う本件カードおよび記名Suica等のいずれも無効なカードでないこと(7)リンクした本件カードおよび記名Suica等のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。4.両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条(免責事項)

不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責任を負わないこととします。

ビューTypeⅡ提携カードに関する特約

第1条(目的・定義)

1.本特約は、会員が、本件カードのクレジットカード機能を「ビューTypeⅡ提携カード」として利用するための条件を定めることを目的とします。2.ビューTypeⅡ提携カードとは、JR東日本およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。

第2条(本特約の効力)

本特約は、「トヨタティーエスキュービックビューカード会員規約」およびその他諸規定、「トヨタティーエスキュービックビューカード特約」、「東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下、「ICカード取扱規則」といいます。))および「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下、「電子マネー取扱規則」といい、以下、総称して「会員規約等」といいます。))に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、ICカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第3条(利用)

1.会員は、会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、指定席券売機、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下、「JR東日本窓口等」といいます。))で、本件カードを利用することができます。2.会員は本件カードのクレジットカード機能によりチャージを行う場合、チャージはショッピングとして行われるものとし、その場合のショッピング代金の支払区分は、一回払いとします。3.JR東日本窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、両社が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

第4条(会員資格の喪失)

JR東日本は、第3条に定める本件カードの利用または「オートチャージに関する特約」に定めるオートチャージサービスの利用(以下、「JR東日本でのカード利用」といいます。))において、次の各号の行為を禁止します。いずれかに該当した場合、またはその疑いがあるとJR東日本が判断した場合、両社は利用停止等の処置をとることがあります。(1)換金を目的とした商品購入(2)JR東日本でのカード利用によってチャージしたSFを、繰り返し換金する行為